

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	建築住宅課	検索番号	2-1								
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項	第65条第1項・第65条第2項 第65条第3項・第65条第4項										
不利益処分	免許業者への指示・業務の停止処分 免許業者への指示（県外業者）・業務の停止処分（県外業者）												
(根拠規定)													
(指示及び業務の停止)													
<p>第六十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第五十条の二第一項の認可を含む。次項及び第七十条第二項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>一 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき又は損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>二 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき又は取引の公正を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 業務に関し他の法令（履行確保法及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。</p> <p>四 宅地建物取引士が、第六十八条又は第六十八条の二第一項の規定による処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 前項第一号又は第二号に該当するとき（認可宅地建物取引業者の行う取引一任代理等に係るものに限る。）。</p> <p>一の二 前項第三号又は第四号に該当するとき。</p> <p>二 第十三条、第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十一条の三第三項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二、第四十八条第一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の十第二項、第六十四条の十二第四項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 前項又は次項の規定による指示に従わないとき。</p> <p>四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。</p> <p>五 前三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。</p> <p>八 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。</p> <p>3 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項各</p>													

号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第一項第三号又は第四号に該当するとき。
- 二 第十三条、第三十一条の三第三項（事務所に係る部分を除く。）、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項、第四十七条、第四十七条の二又は第四十八条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 三 第一項又は前項の規定による指示に従わないとき。
- 四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。
- 五 前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(処分基準)

宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準

I. 通則

1. 本基準の適用範囲

本基準は、宅地建物取引業者による違反行為（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項及び第3項の規定による指示処分、同条第2項及び第4項の規定による業務停止処分並びに法第66条第1項第9号の規定による免許取消処分の対象となる行為をいう。以下同じ。）について、愛媛県知事が、法第65条第1項若しくは第3項の規定による指示処分、同条第2項第1号の2から第5号まで若しくは第4項の規定による業務停止処分又は法第66条第1項第9号の規定による免許取消処分をする場合の基準を定める。

2. 監督処分の内容の決定

2-1. 監督処分内容の決定手続

- (1) 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建物取引業者がした違反行為に対しすることとする。
- (2) 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、IIの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が業務停止処分の場合は、2-3の規定による加重の要否を判断して定めることとする。
- (3) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の監督処分の内容（一の宅地建物取引業者に対し、指示処分及び業務停止処分を同時にする場合を含む。以下同じ。）は、各違反行為に対してIIの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が業務停止処分の場合は、2-2の規定による調整を行ったうえ、2-3の規定による加重の要否を判断して定めることとする。
- (4) (2) 又は(3)の規定により定められた監督処分の内容については、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを加重又は軽減することを妨げない。

2-2. 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整

- (1) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において、IIの規定により業務停止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは、これらの違反行為に対する業務停止期間については、次の①又は②の日数のうち、より短期である日数とする。
 - ① IIの規定に基づき定めた各違反行為に対する業務停止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと

する。2-3並びにII. 1 (3)及び(5)において同じ。)

② IIの規定に基づき定めた各違反行為に対する業務停止期間を合計して得た日数

(2) (1)の場合において、当該複数の違反行為（直接取引に係る違反行為に限る。）が複数の取引に係るものであるときにおける（1）①の規定の適用については、同規定中「2分の3」とあるのは「2」とする。

2-3. 違反行為を重ねて行った場合の加重

法第65条第2項の規定による業務停止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日（複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日）前5年間に、当該宅地建物取引業者が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による業務停止処分を受けていたときは、業務停止期間について、IIの規定に基づき定めた日数（2-2の規定による業務停止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数）に2分の3を乗じて得た日数に加重することとする。

3. 監督処分の方法

3-1. 指示処分及び業務停止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い

法第65条第1項の規定による指示処分及び同条第2項の規定による業務停止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に係る指示書及び当該業務停止処分に係る業務停止命令書の双方を交付することとする。

3-2. 業務停止処分をする場合における文書勧告

法第65条第2項の規定による業務停止処分をする場合には、業務停止命令書を交付するとともに、法第71条の規定により、宅地建物取引業の適正な運営の確保及び違反行為の再発防止を目的として、勧告書を交付することとする。

3-3. 業務停止を開始すべき時期

法第65条第2項の規定による業務停止処分をしようとする場合には、直ちに業務を停止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれがあるとき、その他直ちに業務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、業務停止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、業務停止の開始日として指定することとする。ただし、広告の撤収、関係者への連絡その他の宅地建物取引業者による業務停止に向けた準備行為に2週間以上要すると見込まれる場合には、業務停止命令書の交付日から業務停止の開始日までの期間について、2週間以上とすることを妨げない。

3-4. 指示処分をした後における調査等

法第65条第1項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引業者の実施状況の調査その他の所要の措置を講ずることとする。

4. 業務停止期間中において禁止される行為及び許容される行為

(1) 法第65条第2項の規定による業務停止処分を受けた宅地建物取引業者は、業務停止期間中ににおいて、業務停止の開始日前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為はできないこととする。

(2) (1)の規定に基づき、業務停止期間中において禁止される行為及び許容される行為を例示すると、以下のとおりとなる。

① 禁止される行為

イ 広告（広告媒体の種類にかかわらず、名称又は所在地の表示等により宅地又は建物が特定可能な形で表示されているものに限る。）、宅地建物取引業の取引に関する電話照会に対する

- 対応及び来客対応、モデルルームの設置及び運営
- ロ 媒介契約の締結及び更新並びに業務停止の開始日前に締結された媒介契約に係る業務の処理（業務停止の開始日前に締結された契約（媒介契約を除く。）の履行のため必要であることが明らかな媒介契約の更新及び媒介契約に係る業務の処理を除く。）
 - ハ 申込証拠金の受領、契約の締結の申込みに対する承諾又は拒否の意思表示
 - ニ 宅地又は建物の売買、交換又は賃借（自ら賃貸する場合を除く。）に関する契約の締結

② 許容される行為

- イ 業務停止の開始日前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為（物件の登記、引渡し等）
- ロ 宅地又は建物を自ら賃貸する行為
- ハ 宅地の造成工事又は建物の建築工事、物件に係る建築確認又は開発許可の申請、資金の借入れ

5. 監督処分の内容の公表

本基準に基づく監督処分を含め、法第65条第1項の規定による指示処分、法第65条第2項の規定による業務停止処分及び法第66条の規定による免許取消処分をしたときは、次に掲げる事項について、ホームページへの掲載により公表することとする。

- ① 当該処分をした日
- ② 当該処分を受けた宅地建物取引業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号
- ③ 当該処分の内容
- ④ 当該処分の理由

6. 國土交通大臣又は他の都道府県知事免許業者の違反行為に対する監督処分

国土交通大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた業者で、愛媛県の区域内において業務を行うものがした違反行為に対する監督処分を行う場合は、本基準を準用する。この場合において、本基準中「法第65条第1項」とあるのは「法第65条第3項」と、「法第65条第2項」とあるのは「法第65条第4項」と読み替えるものとする。

II. 各違反行為に対する監督処分

1. 法第65条第2項第2号に規定する違反行為に対する監督処分

- (1) 宅地建物取引業者が、法第65条第2項第2号に規定する違反行為（以下「2項2号違反行為」という。）をした場合には、同号の規定により、業務停止処分をすることとする。この場合において、業務停止期間については、別表に定める日数に、必要に応じ、(3)の規定による加重又は(4)若しくは(5)の規定による軽減をして定めることとする。
- (2) 宅地建物取引業者が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定及び第47条第1号の規定の双方に違反する行為をした場合における(1)後段の規定の適用については、同規定中「別表に定める日数」とあるのは、「90日」とする。
- (3) 2項2号違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに該当する場合には、業務停止期間について、別表に定める日数に2分の3を乗じて得た日数に加重することができる。
 - ① 2項2号違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が、特に大きい場合
 - ② 2項2号違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為による等、特に悪質である場合
 - ③ 2項2号違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
 - ④ 2項2号違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- (4) 2項2号違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第65条第1項の規定による指示処分に軽減することができる。ただし、営業を目的とした名義貸し（法第13条第1項）、表示又は広告を目的とした名義貸し（法第13条第2項）、重要な事項に関する故意の不告知等（法

第47条第1号) 及び不当に高額の報酬の要求(法第47条第2号)については、この軽減措置を適用することができない。

- ① 当該2項2号違反行為による関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれない場合
- ② 監督処分権者が当該2項2号違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに、宅地建物取引業者が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引業者の対応が誠実であると認められる場合
- ③ 監督処分権者が当該2項2号違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合(関係者の損害が発生した場合には、②の事由にも該当する場合に限る。)

(5) 2項2号違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、業務停止期間について、別表に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。

また、営業を目的とした名義貸し(法第13条第1項)、表示又は広告を目的とした名義貸し(法第13条第2項)、重要な事項に関する故意の不告知等(法第47条第1号)及び不当に高額の報酬の要求(法第47条第2号)については、この軽減措置を適用することができない。

- ① 2項2号違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が軽微である場合
- ② 宅地建物取引業者が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合((4)②に該当する場合を除く。)

2. 法の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。)の規定(法第65条第2項第2号に掲げる規定を除く。)に違反する行為に対する監督処分

宅地建物取引業者が、法の規定又は履行確保法第11条第1項若しくは第6項、第12条第1項、第13条、第15条若しくは履行確保法第16条において読み替えて準用する履行確保法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条第1項若しくは第2項の規定(法第65条第2項第2号に掲げる規定を除く。)に違反する行為をした場合には、原則として、同条第1項本文の規定により、指示処分をすることとする。

3. 他の法令(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。)に違反する行為に対する監督処分

宅地建物取引業者が、業務に関し他の法令(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。)に違反する行為をした場合には、原則として、法第65条第1項第3号の規定により、指示処分をすることとする。

4. 宅地建物取引士が監督処分を受けた場合に対する監督処分

宅地建物取引業者に従事する宅地建物取引士が、法第68条の2第1項の規定による処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由がある場合には、原則として、法第65条第1項第4号の規定により、指示処分をすることとする。ただし、関係者の損害の程度又は社会的影響の程度が大である場合その他指示処分とすることが不適切と認められる特段の事由がある場合に、同条第2項第1号の2の規定により、業務停止処分をすることを妨げない。その際の処分内容については、宅地建物取引士の処分内容を勘案し適宜加重する。

5. 法令に違反する行為以外の行為に対する監督処分

- (1) 宅地建物取引業者が、関係者に損害を与える、若しくは損害を与えるおそれがある行為、又は取引の公正を害し、若しくは害するおそれがある行為をした場合において、当該行為の態様が2項2号違反行為と類似するものであるときは、当該2項2号違反行為に係る1.の規定に従い、原則として、法第65条第2項第5号の規定により、業務停止処分をすることとする。
- (2) (1)に規定する場合を除き、宅地建物取引業者が、関係者に損害を与える、若しくは損害を与えるおそれがある行為、又は取引の公正を害し、若しくは害するおそれがある行為をした場合において、当該行為の態様が2項2号違反行為と類似するものであるときは、当該2項2号違反行為に係る1.の規定に従い、原則として、法第65条第2項第5号の規定により、業務停止処分をすることとする。

るおそれが大である行為、又は取引の公正を害し、若しくは害するおそれが大である行為（法その他の法令の規定に違反する行為を除く。）をした場合には、原則として、法第65条第1項第1号又は第2号の規定により、指示処分をすることとする。ただし、関係者の損害の程度又は社会的影響の程度が大である場合その他指示処分とすることが不適切と認められる特段の事由がある場合に、同条第2項第5号の規定により、業務停止処分をすることを妨げない。

6. 指示処分に従わぬ場合等における監督処分

- (1) 宅地建物取引業者が、法第65条第1項の規定による指示の内容に従わなかつた場合には、同条第2項第3号の規定により、15日の業務停止処分をすることとする。
- (2) 宅地建物取引業者が、法第72条第1項の規定に違反して、次のいずれかに該当する違反行為をした場合には、法第65条第2項第4号の規定により、15日の業務停止処分をすることとする。
 - ① 法第72条第1項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出した場合
 - ② 法第72条第1項の規定による立入検査に対し、これを拒み、妨げ、又は忌避した場合

7. 特に情状の重い違反行為等に対する監督処分

- 宅地建物取引業者が、次のいずれかに該当する違反行為をした場合には、法第66条第1項第9号の規定により、免許取消処分をすることとする。
- ① II. 1から5までの規定により業務停止処分の対象となる違反行為であつて、当該違反行為の情状が特に重い場合
 - ② 業務停止期間中に、当該業務停止の開始日前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為をした場合

III. 雜則

1. 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、監督処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たつて当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な指導等をしたうえで、必要な間、処分等を保留することができる。

2. 監督処分事由に該当する行為があつた時から長期間経過している場合の取扱い

監督処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら監督処分事由に該当する行為を行わず、宅地建物取引業者として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記1により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

3. その他

- (1) この基準によりがたい特別の事情がある場合又はこの基準に定めがない事項については、法の規定により別途処理することができるものとする。
- (2) 違反行為の軽重及び態様、違反行為後の宅地建物取引業者の措置状況等を総合的に勘案したうえで、監督処分に至らない違反行為については、法第71条の規定により、必要な指導、助言又は勧告をすることとする。

IV. 施行期日等

- (1) この基準は、令和7年9月22日から施行する。
- (2) 宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準（平成27年4月1日制定）は、廃止す

る。

(別表) 法第65条第2項第2号に規定する違反行為に対する標準の業務停止期間

(II. 1 (1) 関係)

違 反 行 為 の 概 要	業務停 止期間 の日数	
1. 営業を目的とした名義貸し	法第13条第1項の規定に違反して、他人の営業のため名義貸しをした場合。	90日
2. 表示又は公告を目的とした名義貸し	法第13条第2項の規定に違反して、他人の表示又は広告のために名義貸しをした場合。	15日
3. 専任宅地建物取引士の設置義務違反	法第31条の3第3項の規定に違反して、専任宅地建物取引士の設置に関し必要な措置をとらなかった場合。	7日
4. 営業保証金の供託等に関する義務違反	次のいずれかに該当する場合。 ① 法第25条第5項(法第26条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第64条の15前段又は法第64条の23前段の規定に違反して、必要な営業保証金を供託しなかった場合。 ② 法第64条の9第2項の規定に違反して、必要な弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合。 ③ 法第64条の10第2項の規定に違反して、必要な還付充当金を納付しなかった場合。 ④ 法第64条の12第4項の規定に違反して、必要な特別弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合。	30日
5. 誇大広告等の禁止違反	(1) 法第32条の規定に違反して、誇大広告等をした場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((3)の場合を除く。)。 (3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。	7日 15日 30日
6. 自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限違反	(1) 法第33条の2の規定に違反して、自己の所有に属しない宅地又は建物について、売買契約(予約を含む。)を締結した場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日
7. 取引態様の明示義務違反	法第34条の規定に違反して、取引態様の別を明示しなかった場合。	7日
8. 媒介契約締結時に おける書面の交付 義務違反	次のいずれかに該当する場合。 ① 法第34条の2第1項(法第34条の3において準用する場合を含む。②において同じ。)の規定に違反して、媒介契約の締結時に書面を交付しなかった場合。 ② 法第34条の2第1項の書面について、同項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。	7日

	9. 価額について意見を述べる際の根拠の明示義務違反	法第34条の2第2項（法第34条の3において準用する場合を含む。）の規定に違反して、宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額について意見を述べるときに、その根拠を明らかにしなかった場合。	7日	
	10. 重要事項説明義務違反	(1) 次のいずれかに該当する場合 ((2) の場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ① 法第35条第1項、第2項又は第3項の書面に、同条第1項各号、第2項又は第3項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。 ② 法第35条第1項、第2項又は第3項の書面は交付したもの、説明はしなかった場合。 ③ 宅地建物取引士以外の者が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定による重要事項説明をした場合。 (2) (1) ①から③までのいずれかに該当する場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合 ((3) の場合を除く。) (3) (2) の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。 (4) 法第35条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して、同条第1項、第2項又は第3項の書面を交付しなかった場合 ((5) の場合を除く。) (5) (4) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合 ((6) の場合を除く。) (6) (5) の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合。	7日 15日 30日 15日 30日 60日	
	11. 契約締結等の時期の制限違反	(1) 法第36条の規定に違反して、工事に関し必要とされる開発許可、建築確認その他の処分を取得する前に、売買契約の締結等をした場合 ((2) の場合を除く。) (2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日	
	12. 売買契約等の締結時における書面の交付義務違反	法第37条第1項又は第2項の書面に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合。 法第37条第1項又は第2項の規定に違反して、同条第1項又は第2項の書面を交付しなかった場合。	7日 15日	
	13. 手付金等の保全義務違反	(1) 法第41条第1項又は第41条の2第1項の規定に違反して、必要な保全措置を講じずに手付金等を受領した場合 ((2) の場合を除く。) (2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日 30日	
	14. 所有権留保等の禁止違反	(1) 法第43条第1項若しくは第3項の規定に違反して、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなかつた場合、又は、同条第2項若しくは第4項の規定に違反して、担保の目的で宅地若しくは建物を譲り受けた場合 ((2) の場合を除く。)	15日	

	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
15. 不当な履行の遅延	法第44条の規定に違反して、宅地若しくは建物の登記若しくは引渡し又は取引に係る対価の支払いを不当に遅延させた場合。	30日	
16. 秘密を守る義務違反	法第45条の規定に違反して、秘密を他に漏らした場合。	15日	
17. 限度額を超える報酬の受領	法第46条第2項の規定に違反して、限度額を超えて報酬を受領した場合。	15日	
18. 重要な事項に関する故意の不告知等	法第47条第1号の規定に違反して、重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた場合。	90日	
19. 不當に高額の報酬の要求	法第47条第2号の規定に違反して、不當に高額な報酬を要求した場合。	30日	
20. 手付の貸与等による契約締結の誘因	(1) 法第47条第3号の規定に違反して、手付の貸与等により契約の締結を誘引した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
21. 契約締結の勧誘時における将来利益に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第1項の規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
22. 契約締結等を目的とした宅地建物取引業者の相手方等に対する威迫	(1) 法第47条の2第2項の規定に違反して、契約の締結等を目的として、宅地建物取引業者の相手方等を威迫した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
23. 契約締結の勧誘時における将来の環境又は利便に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
24. 契約締結の勧誘時における判断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ロの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合 ((2) の場合を除く。)。	15日	
	(2) (1) の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	30日	
25. 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合。	7日	

	26. 相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をした場合の再勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ニの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日	
	27. 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧説を行った場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日	
	28. 私生活又は業務の平穏を害する方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の11第1号への規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させた場合((2)の場合を除く。)。 (2) (1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合。	15日	
	29. 契約申込みの撤回時における預り金の返還拒否	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第2号の規定に違反して、預り金を返還することを拒んだ場合。	15日	
	30. 正当な理由のない契約解除の拒否等	法第47条の2第3項及び規則第16条の11第3号の規定に違反して、正当な理由なく、契約の解除を拒み、又は妨げた場合。	30日	
	31. 証明書不携帯時における従業者の業務従事	法第48条第1項の規定に違反して、証明書を携帯せずに、従業員をその業務に従事させた場合。	7日	
	32. 従業者名簿の不備	法第48条第3項の規定に違反して、従事者名簿を備えず、又は規則第17条の2第1項各号に掲げる記載事項の一部を記載しなかつた場合。	7日	
	33. 履行確保法の規定に基づく保証金の供託に関する義務違反	履行確保法第11条第1項の規定に違反して、必要な住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行なわなかつた場合。	7日	
	34. 履行確保法の規定に基づく新築住宅の売買契約の締結禁止違反	履行確保法第13条の規定に違反して、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以降において、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結した場合。	15日	
	35. 履行確保法の規定に基づく不足額の供託に関する義務違反	履行確保法第16条において読み替えて準用する第7条第1項の規定に違反して、不足した住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行なわなかつた場合。	7日	

(その他)